

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区神田小川町1-1	1-027307

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年3月29日 ~ 令和7年5月28日 (2箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

キングランリニューアル(株)は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。

当該事実が建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで指示処分を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(建設業法違反行為)第12項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 次に掲げる事由に該当するとき。	
(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項, 第2項又は第4項の規定による指示処分を受けたとき。	2月以上 6月以内
(2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。	3月以上 9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111